# 第5期中期計画(案)及び令和5年度年度計画(案)の作成について

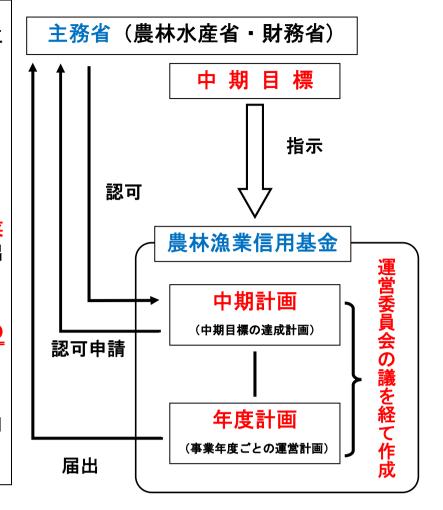
# [枠組]

〇 主務省が(独)農林漁業信用基金に達成すべき業務運営に 関する目標(中期目標)を指示。

(独立行政法人通則法 (平成 11 年法律第 103 号) 第 29 条)

- 〇 信用基金は、中期目標を<mark>達成するための計画(中期計画)</mark> を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。 (通則法第30条)
- 〇 また、認可を受けた中期計画に基づき、その事業年度の業 務運営に関する計画(年度計画)を定め、主務大臣に届け出 なければならない。(通則法第31条)
  - ⇒<u>中期計画及び年度計画の作成に当たっては、運営委員会の</u> <u>議を経なければならない</u>こととされていることから、今回、 <u>ご審議いただくもの</u>。

(独立行政法人農林漁業信用基金法(平成 14 年法律第 128 号) 第 11 条の2第2項第2号及び第3号)



# 【第5期中期目標、第5期中期計画(案)及び令和5年度年度計画(案)の構成と特長】

〇 中期目標(主務大臣が指示)については、令和4年8月に主務省が公表した「業務・組織全般の見直し」を基に、5年間(中期目標期間)において、法人が取り組むべき概括的な事項(理念的なもの)について、主務省と信用基金との間での意見交換を踏まえて、主務省が作成し、基金に指示。

法人が作成する中期計画(主務大臣認可)については、従来、中期目標に達成のための手段まで記載されていたことから中期目標とほぼ同じ内容となっていたが、次期は、中期目標を達成するための具体的な取組内容やその手法は、中期計画において明確化することに。

また、年度計画については、従来、中期目標中に手段まで記載されていたので、中期目標・中期計画とほぼ同じ内容となっていたが、次期においては、中期計画を5年間で達成するために、当該単年度に取り組むべき具体的事項を、年度計画において明確化することに。

- また、各業務における指標については、従来、アウトプット的で達成が容易なもの(形式的なもの) が多かったが、次期は、可能な限り、アウトカムに着目した定量的な指標を設定することに。
- さらに、各業務共通事項について、
  - ① 事業費については、従来、保険金・代位弁済費等の業務費を削減することとされていたが、次期は、真に抑制が必要な経費を明記し、重点的にそれらの抑制に取り組むことを明確化することに、
  - ② 人員については、従来、常勤職員数の上限(113名)を規定し、それを上回らないようにすることとされていたが、次期は、常勤職員数、新規採用職員数等を公表して法人の職員数全体像を透明化することに、
  - ③ 人件費については、従来、対国家公務員地域・学歴別指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)を100以下とすることが記載されていたが、次期は、職員の給与水準(ラスパイレス指数)を公表することに、
  - し、信用基金としてより柔軟な業務運営が可能となるようにした。

# 【参考】

# 〇 第4期中期目標、第4期中期計画及び令和4年度年度計画が同じ内容の事例

第4期中期目標	第4期中期計画	令和 4 年度年度計画
1 農業信用保険業務	1 農業信用保険業務	1 農業信用保険業務
(1)融資機関等に対する普及推進・利用促	(1)融資機関等に対する普及推進・利用促	(1)融資機関等に対する普及推進・利用促
進の取組	進の取組	進の取組
信用基金及び農業信用基金協会の信用補完	信用基金及び農業信用基金協会の信用補完	信用基金及び農業信用基金協会の信用補完
機能の発揮に向けて、農業信用基金協会と一	機能の発揮に向けて、農業信用基金協会と一	機能の発揮に向けて、農業信用基金協会と一
体となって、融資機関等関係機関への訪問等	体となって、融資機関等関係機関への訪問等	体となって、融資機関等関係機関への訪問等
により積極的な情報交換を行い、農業信用保	により積極的な情報交換を行い、農業信用保	により積極的な情報交換を行い、農業信用保
証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を	証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を	証保険制度の普及推進及び利用促進の取組を
実施し、農業者等が融資機関からの資金調達	実施し、農業者等が融資機関からの資金調達	実施し、農業者等が融資機関からの資金調達
に際して本制度が幅広く利用可能となるよう	に際して本制度が幅広く利用可能となるよう	に際して本制度が幅広く利用可能となるよう
環境の整備を推進する。	環境の整備を推進する。	環境の整備を推進する。
(以下、略)	(以下、略)	(以下、略)

#### ○ 第5期中期目標、第5期中期計画(案)及び令和5年度年度計画(案)の構成例

○ 男5期中期日標、男5期中期計画(条)及び宣和5年度年度計画(条)の構成例		
第5期中期目標	第5期中期計画(案)	令和5年度年度計画(案)
2 林業信用保証業務	2 林業信用保証業務	2 林業信用保証業務
(1)森林・林業・木材産業施策に対応した	(1)森林・林業・木材産業施策に対応した	(1)森林・林業・木材産業施策に対応した
林業信用保証業務の推進	林業信用保証業務の推進	林業信用保証業務の推進
(中略)		
ア 融資機関等に対する普及推進の取組	ア 融資機関等に対する普及推進の取組	ア 融資機関等に対する普及推進の取組
信用基金の信用補完機能の発揮に向け	信用基金の信用補完機能の発揮に向け	信用基金の信用補完機能の発揮に向け
て、信用リスク管理の適切な実施に留意し	て、(中略)、以下の取組を行う。	て、(中略)、以下の取組を行う。
つつ、地域性等を踏まえて、特に融資機関	(ア)外部の知見も活用して地域ごとの林業	(ア) 制度普及の対象を明確化するため、外
に対する制度普及を推進することにより	者等の資金ニーズの把握等を行い、融資	部の知見も活用し、初年度、東日本の林
利用を促進する。	機関、関係団体、地方公共団体等との十	業者等の潜在的な資金ニーズを広く把握
(以下、略)	分な連携の下、対象を明確化して重点的	する調査を行う。また、制度普及のため
	な制度普及に取り組む。	の効果的・効率的な手法を見出すため、
		林業信用保証の利用者を対象とするアン
		ケートを実施する。これらにより把握し
		た内容は、令和6年度以降の制度普及に
		反映させる。
	(イ)ホームページ、パンフレット等につい	(イ)ホームページの刷新業務を外部に委託
	て、外部の知見も活用し、林業者等、融	し、利用者が使いやすいコンテンツを設
	資機関、地方公共団体等各ステークホル	定し、運用を試行する。また、利用者の
	ダーの目線に立って見直しを進める。	特性を踏まえて作成したパンフレットを
		制度普及に活用し、必要に応じて改定を
		行う。
	(ウ)利用者目線に立って保証引受業務に要	
	する手続の効率化・スリム化に取り組む。	
	(以下、略)	(以下、略)

(注) 第5期中期計画2(1)のア(ウ)の取組については、令和6年度以降に実施予定。

# 〇 第4期中期目標と第5期中期目標の指標等について

第5期中期目標	第4期中期目標
社会経済情勢や農業構造の変化に対応した農業信用保険の引受け	融資機関等に対する普及推進・利用促進の取組
【指標】	【指標】
〇 中期目標期間における農業資金の法人向け新規引受額(5年間累	〇 銀行・信用金庫・信用組合等と農業信用基金協会との保証契約締
計)を前中期目標期間実績比で5%以上増加	結機関数(平成 28 年度末までの実績:のべ 234 機関)
〇 農業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握に係	〇 融資機関等関係機関に対する普及推進・利用促進の取組状況(意
る取組状況	見交換回数等)
<u>人件費</u>	<u>人件費</u>
職員の給与水準については、(中略)、対国家公務員地域・学歴別	給与水準については、(中略)、対国家公務員地域・学歴別指数(地
指数(地域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)を公表する。	域・学歴別法人基準年齢階層ラスパイレス指数)が中期目標期間中は、
	毎年度100を上回らない水準とし、(略)。

### <漁業信用保険業務における中期計画・年度計画のポイント>

## 1 社会経済情勢や漁業構造の変化に対応した漁業信用保険の引受け

### 

- ▶ 脱炭素・グリーン化の取組やスマート水産業の実装等に伴い新たに生じる資金需要にも対応し、適切な引受けを進める。あわせて、新たな水産資源管理の着実な実施等が求められる状況にあることを踏まえ、かかる状況に対応した引受けを進める。
- 漁業信用保証保険サービスに関するニーズを適確に把握しつつ、当該サービスを必要とする漁業者等が適切に利用できるように取り組む。

# 【指標】

- 〇 保険引受残高 2,000 億円の確保
- 漁業信用保証保険サービスに関する利用者のニーズの把握に係る取組状況



# 第5期中期計画(第1-3-(1))

脱炭素・グリーン化の取組やスマート水産業の実装等に伴い新たに生じる資金需要にも対応し、新たな水産資源管理の着実な実施等による漁村の活性化等が求められる状況にあることを踏まえた引受けが進められるよう基金協会、融資機関と連携して、以下の取組を行う。

- ア 新たな資金ニーズの適確な把握
- イ 重点的に引受けを推進する対象の選定
- ウ 行政機関等と連携した利用促進

### 【指標】

- 保険引受残高 2,000 億円の確保
- 〇 漁業信用保証保険サービスに関する利用者の

ニーズの把握に係る取組状況

# 令和5年度年度計画(第1-3-(1))

- ア 資金需要の把握のため、主務省や関係団体と連携して、
  - (ア)新たな技術や取組の普及状況(利用者等)や 融資・保証の活用状況や事例
  - (イ)新たな技術や取組の導入に要する費用、導入 後の効果、今後の普及の見通し
  - 等を精査し、重点的に引受けを推進していく対象を明確化する。
- イ 主務省等と連携し、保証保険制度について漁業 者等への周知を図り、利用を促す。

### 【指標】

- 〇 保険引受残高 2,000 億円の確保
- <mark>○ 漁業信用保証保険サービスに関する利用者の</mark> <mark>ニーズの把握に係る取組状況</mark>

# 2 適切な保険料率の設定

# <参考> 中期目標(第3-3-(2)-ア)

漁業特有のリスクを踏まえるとともに、漁業者等の負担が過度に大きくならないよう十分配慮しつつ、 持続的に制度運営していけるよう、毎年度、各資金における保険料率水準を点検し、必要に応じて見直 しを行う。

# 第5期中期計画(第1-3-(2)ーア)

持続的に制度運営していけるよう、毎年度、料率 算定委員会において保険料率水準を点検し、漁業者 等の負担が過度に大きくならないよう十分配慮しつ つ、必要に応じて、保険料率の見直しを行う。

# 令和5年度年度計画(第1-3-(2)-ア)

料率算定委員会において、

- ① 理論値保険料率が低下傾向にあり、設定保険料率を下回っている場合には、保険料率の引下げを検討すること、
- ② 理論値保険料率が設定保険料率を上回り、理論 値保険料率と設定保険料率の差が拡大傾向にあ る場合には、保険料率の引上げを検討すること を前提にしつつ、保険収支の状況等も勘案して保険 料率を設定する。

# 3 保険事故率の低減に向けた取組の実施

### **<参考>** 中期目標(第3-3-(2)-イ)

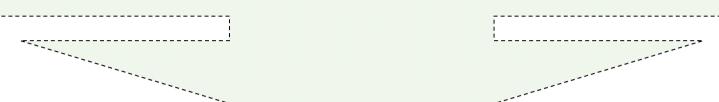
- ▶ 引受けに当たっては、融資機関との適切なリスク分担を図る観点から、信用リスクに応じた適確な 引受審査の実現を図る。
- ▶ きめ細やかな期中管理が実現されるよう、基金協会への助言等を行う。

#### 【指標】

- 直近年度をはじめとする過年度の事故事例の分析を行い、そこから得られる知見・教訓、対応策を 各漁業信用基金協会に対し毎年度定期的に還元する
- 〇 保険事故率の低減

年度評価:償還事故率を3%以下とする

見込評価・期間実績評価:中期目標期間中の平均償還事故率が、前期中期目標期間の実績を下回る



# 第5期中期計画 (第1-3-(2)-イ)

- (ア)保険引受けに当たっては、
- ① 大口保険引受案件の事前協議
- ② 運転資金について、適正な引受規模での引受け
- ③ 事故事例等の活用・共有
- (イ) 期中管理について、
- ① 期中管理上の問題点等について、基金協会に 共有し、改善を促す。
- ② 期中管理案件の基準と対応策を定め、基金協会に対し必要に応じて期中管理の向上を促す。
- ③ 大口保険等代位弁済案件の事前協議

### 【指標】

- 直近年度をはじめとする過年度の事故事例の 分析を行い、そこから得られる知見・教訓、対 応策を各漁業信用基金協会に対し毎年度定期的 に還元する
- 〇 保険事故率の低減

年度評価:償還事故率を3%以下とする

見込評価·期間実績評価:

中期目標期間中の平均償還事故率が、前 期中期目標期間の実績を下回る

# 令和5年度年度計画(第1-3-(2)-イ)

- (ア)保険引受審査について
- ① 大口保険引受案件の事前協議
- ② 「運転資金の適正な引受規模の考え方」等に沿った引受けを実施するとともに、その浸透状況を検証
- ③ 事故事例等の活用・共有
- (イ) 期中管理について
- ① 期中管理上の問題点等について、基金協会に 共有し、期中管理の取組の強化を促す。
- ② 期中管理の実現に向けた共通の基準と対応策 の確立を目指し、期中管理の取組の強化に向け た具体策について、主務省等と検討を行う。
- ③ 大口保険等代位弁済案件の事前協議

### 【指標】

- 過年度の事故事例の分析を行い、そこから得られる知見・教訓、対応策を各漁業信用基金協会に共有する
- O 保険事故率の低減 償還事故率を3%以下とする

## 4 適切な求償権の管理・回収の取組の促進

### 

代位弁済の実施に伴う求償権を有する基金協会に対し、①求償債務者の実情に応じた効果的な回収を 実施すること、②基金協会の人員・態勢、求償権の固定化の状況等も考慮し、管理・回収に要する費用 とその効果を十分に比較した上で、適切なタイミングで償却・管理停止を行うこと、について助言、支 援等を実施。

#### 【指標】

〇 償却等を行う場合(タイミング)についての考え方や具体的な手順等を指針(ガイドライン)として整理し、漁業信用基金協会に提供する

# 第5期中期計画(第1-3-(2)-ウ)

#### 基金協会に対し、

- ・債務者の実情に応じた効果的な回収を実施すること
- ・費用対効果を踏まえて償却・管理停止を行うことについて、助言等を行う。

# 【指標】

○ 償却等を行う場合(タイミング)についての 考え方や具体的な手順等を指針(ガイドライン) として整理し、漁業信用基金協会に提供する

### 令和5年度年度計画(第1-3-(2)ーウ)

- (ア) サービサーなど外部専門家を活用した事例を 含め回収事例を収集し、基金協会に助言・支援。
- (イ)基金協会における求償権の固定化の状況等の 実態調査や他の保証機関での求償権の管理状況 についての調査を行うとともに、償却等を行う 場合(タイミング)についての考え方や具体的 な手順等の指針(ガイドライン)の骨格を整理 し、基金協会に示す。

# 【指標】

O 償却等を行う場合(タイミング)についての 考え方や具体的な手順等を示した指針(ガイド ライン)の骨格を整理し、漁業信用基金協会に 示す

#### 5 その他事務処理の適正かつ迅速な実施

< 参考 > 中期目標(第3-3-(2)-エ)

各事務の処理について、手続の簡素化等の点検を実施し、標準的な処理の期間等に従って実施する。

#### 【指標】

〇 大口引受案件の事前協議、保険金支払審査及び短期資金貸付審査について、標準的な処理の期間内 の処理率を80%以上とする

#### 第5期中期計画(第1-3-(2)-エ)

- (ア)提出書類の簡素化の可否等について、漁業保証保険システムの再構築等を踏まえて検討する。
- (イ)標準的な処理の期間又は日程を定め、これに 従って確実に実施する。

#### 令和5年度年度計画(第1-3-(2)-エ)

- (ア) 求償権管理に係る通知等について、漁業保証 保険システムの再構築等を踏まえつつ、簡素化 を図る。
- (イ)保険引受け等の業務について、標準的な処理 の期間内に確実に案件の処理を行う。

あわせて、保険通知の処理等について、標準 的な処理の期間又は日程に沿って事務を処理す る。

# 【指標】

〇 大口引受案件の事前協議、保険金支払審査及び短期資金貸付審査について、標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする

# 【指標】

〇 大口引受案件の事前協議、保険金支払審査及び短期資金貸付審査について、標準的な処理の期間内の処理率を80%以上とする

## <各業務共通の中期計画、年度計画の主なポイント>

## 1 事業の効率化

### **<参考>** 中期目標(第4-1)

- ▶ 業務の点検・検証、適材適所の人材配置等により、効率的・効果的な業務遂行を実践する。
- ▶ 調査研究費、委託業務費及び業務管理費については、令和4年度比で5%以上削減する。

## 第5期中期計画(第2-1)

# 令和5年度年度計画(第2-1)

- ▶ 毎年度、業務の点検・検証を行い、不断の見直
  ▶ 業務の点検・検証を行い、不断の見直
  ▶ 業務の点検・検証を行い、不断の見直しを行う。 しを行う。
- ▶ 必要に応じ、マニュアル化の推進等により、業 L 務の効率性を高める。
- ▶ 調査研究費、委託業務費及び業務管理費につい。 ては、令和4年度比で5%以上削減する。
- ▶ 必要に応じ、マニュアル化の推進等により、業 務の効率性を高める。
- > 調査研究費、委託業務費及び業務管理費につい ては、必要性を十分に見極めた上で必要額を適 正に支出することとし、削減する。

### 2 経費支出の抑制

### <参考> 中期目標(第4-2)

- ▶ 一般管理費については、令和4年度比で20%以上抑制する。
- ▶ 人員については、定年退職者の継続雇用の必要性を踏まえつつ、引き続き、常勤職員数が業務の安 定的・効率的な遂行に見合うものとなるようにする。
- ▶ 職員の給与水準については、その適正化を図るため、対国家公務員地域・学歴別指数(ラスパイレ ス指数)を公表する。

# 第5期中期計画(第2-2)

### 令和5年度年度計画(第2-2)

- (1) 一般管理費については、中期目標期間中に、
  - 令和4年度比で20%以上抑制する。
- めた上で必要額を適正に支出することとし、抑 制するため、以下の事項を着実に実施する。 ア 費用対効果等のコスト意識の徹底を図る。

(1) 一般管理費については、必要性を十分に見極

イ 個別業務単位ごとの予算執行状況の期中管 理を徹底する。

### (2)人員

- ア 再雇用の上限年齢について、段階的な引き 上げに着手する。
- イ 毎年度、安定的な職員の新規採用に取り組 む。
- ウ 毎年度、常勤職員数、新規採用職員数、退 職者数及び再雇用者数をホームページにおい て公表する。
- (3)人件費

職員の給与水準については、その適正化を図 るため、対国家公務員地域・学歴別指数(ラス パイレス指数)を公表する。

### (2)人員

- ア 再雇用の上限年齢等の業界別の引上げ状況 について、情報収集し、整理する。
- イ 優秀な職員の新規採用に取り組む。
- ウ 常勤職員数、新規採用職員数、退職者数及 び再雇用者数をホームページにおいて公表す る。

### (3)人件費

職員の給与水準については、その適正化を図 るため、対国家公務員地域・学歴別指数(ラス パイレス指数)を公表する。